(傍線部分は改正部分)

改正後

(搭乗の制限)

てはならない。

(従事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させ第二十六条 事業者は、クレーンを使用する作業場において作業に

請負人」を乗せることができる。
の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該のつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者(作業むを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーン第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上や

するため次の事項を行わなければならない。
2 事業者は、前項の搭乗設備については、墜落による危険を防止

一
搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

二 (略)

させること。
し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知三 作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対

四 搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 (略)

(立入禁止)

生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによるは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通つて第二十八条事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うとき

(搭乗の制限)

改

正

前

働者をつり上げて作業させてはならない。
第二十六条 事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労

乗せることができる。のつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者をむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーン第二十七条事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上や

危険を防止するため次の事項を行わなければならない。 2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の

とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

二 (略)

(新設)

3 (略)

(立入禁止)

当該危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはなる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、がはね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによびはるシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが通つきは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通つ第二十八条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行なうと

ことその他の方法により禁止しなければならない。が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示する

一~六 (略)

(組立て等の作業)

きは、次の措置を講じなければならない。第三十三条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行うと

(略)

2 (略)

(搭乗の制限)

げて作業させてはならない。
作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上第七十二条 事業者は、移動式クレーンを使用する作業場において

第七十三条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上や | 第七十三条

らない。

入らせてはならない。第六号の場合にあつては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷(第二十九条事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であつて、

一~六 (略)

(組立て等の作業)

ときは、次の措置を講じなければならない。第三十三条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行なう

一 (略)

を禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。二 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ること

。

| 一般が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないことを、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危

2 (略)

(搭乗の制限)

| 又は労働者をつり上げて作業させてはならない。 | 第七十二条 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、

| 第七十三条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上や

び当該請負人)を乗せることができる。 むを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式ク ・ンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者 一部を請負人に請け負わせる場合においては 労働者及

- 2 険を防止するため次の事項を行わなければならない。 事業者は、 前項の搭乗設備については、墜落による労働者の危
- 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

(略)

させること。 作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、 要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知 当該請負人に対

兀 こえないこと。 百キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重を 搭乗設備と搭乗者との総重量の一・三倍に相当する重量に五

Ŧī. 搭乗設備を下降させるときは、 動力下降の方法によること。

3 (略

(立入禁止

第七十四条 部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に 当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上 とその他の方法により禁止しなければならない。 立ち入ることについて、 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、 禁止する旨を見やすい箇所に表示するこ

第七十四条の二 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合 にあつては、つり具を含む。)の下に立ち入ることについて、 であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場に しなければならない。 おいて作業に従事する者がつり上げられている荷(第六号の場合 する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止 禁

> 働者を乗せることができる。 むを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式ク レーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労

2 危険を防止するため次の事項を行わなければならない。 事業者は、 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。 前項のとう乗設備については、墜落による労働者の

(略)

(新設)

重をこえないこと。 に五百キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷 とう乗設備ととう乗者との総重量の一・三倍に相当する重量

兀 とう乗設備を下降させるときは、 動力下降の方法によること

3 (略)

(立入禁止)

第七十四条 危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならな 当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、

第七十四条の二 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合 働者を立ち入らせてはならない。 ている荷(第六号の場合にあつては、 であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられ つり具を含む。)の下に労

_ ~六 (略

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 体の作業を行うときは、 事業者は、 次の措置を講じなければならない。 移動式クレーンのジブの組立て又は解

に表示すること。 禁止したときは、 その他の方法により禁止するとともに、 入ることについて 当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち 当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所 禁止する旨を見やすい箇所に表示すること 表示以外の方法により

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危 険が予想されるときは、当該作業を行わせないこと。

2 (略)

(搭乗の制限)

第百十二条 従事する者を、 てはならない。 事業者は、 デリックにより運搬し、 デリックを使用する作業場において作業に 又はつり上げて作業させ

第百十三条 請負人)を乗せることができる。 むを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、デリック つり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者(作業 部を請負人に請け負わせる場合においては、 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上や 労働者及び当該

2 (略)

(立入禁止)

第百十四条 事業者は、 げ用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープが通つているシー デリックを用いて作業を行うときは、巻上

> 一~六 (略)

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 体の作業を行うときは、 事業者は、 次の措置を講じなければならない。 移動式クレーンのジブの組立て又は解

禁止し、 作業を行う区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを かつ、 その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危 険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと

2 (略)

第百十二条 働者をつり上げて作業させてはならない。 (搭乗の制限) 事業者は、デリックにより、 労働者を運搬し、 又は労

第百十三条 乗せることができる。 のつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を むを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上や デリツク

2 (略

(立入禁止)

第百十四条 上げ用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープが通つているシ 事業者は、デリツクを用いて作業を行なうときは、巻

他の方法により禁止しなければならない。
しついて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することそのそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入上するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるお止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおけるの取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又ブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又

一~六 (略)

(組立て等の作業)

きは、次の措置を講じなければならない。 第百十八条 事業者は、デリックの組立て又は解体の作業を行うと

(略)

険が予想されるときは、当該作業を行わせないこと。 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危

(略

2

(組立て等の作業)

第百五十三条 事業者は、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔

を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することにより労働者ーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープがはね、

入らせてはならない。第六号の場合にあつては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷(第百十五条 事業者は、デリックに係る作業を行う場合であつて、

一~六 (略)

(組立て等の作業)

ときは、次の措置を講じなければならない。第百十八条 事業者は、デリックの組立て又は解体の作業を行なう

一 (略)

を禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。 一 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ること

。 険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危

2 (略)

(組立て等の作業)

| 第百五十三条 事業者は、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔

次の措置を講じなければならない。 又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行うときは、

(略)

- 険が予想されるときは、当該作業を行わせないこと。 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危

2 (略

(搭乗の制限)

- 合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。2 前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場

(立入禁止)

- 方法により禁止しなければならない。 とについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他のとについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の、当該作業場において作業に従事する者が次の場所に立ち入るこ第百八十七条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行うときは
- る箇所 建設用リフトの搬器の昇降によつて危険を生ずるおそれのあ
- ヤロープが通つているシーブ又はその取付け部の破損により、一 建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープの内角側で、当該ワイ

、次の措置を講じなければならない。 又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行なうときは

一 (略)

を禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ること

険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危

(略)

(とう乗の制限)

2

おそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。行なう場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるならない。ただし、建設用リフトの修理、調整、点検等の作業を第百八十六条 事業者は、建設用リフトの搬器に労働者を乗せては

乗つてはならない。
2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に

(立入禁止)

は、次の場所に労働者を立ち入らせてはならない。第百八十七条 事業者は、建設用リフトを用いて作業を行なうとき

- それのある箇所 建設用リフトの搬器の昇降によつて労働者に危険を生ずるお
- ヤロープが通つているシーブ又はその取付け部の破損により、二 建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープの内角側で、当該ワイ

が飛来することにより危険を生ずるおそれのある箇所 当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具

(組立て等の作業)

第百九十一条 行うときは、 事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を 次の措置を講じなければならない。

- に表示すること。 禁止したときは、 その他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により 入ることについて 当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち 当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所 禁止する旨を見やすい箇所に表示すること
- 険が予想されるときは、当該作業を行わせないこと。 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、 作業の実施について危

2 (略)

(搭乗の制限)

- 第二百七条 きは、この限りでない。 簡易リフトの修理、調整、点検等の作業を行う場合において、当 該作業に従事する者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずると に従事する者を簡易リフトの搬器に乗せてはならない。ただし、 事業者は、 簡易リフトを使用する作業場において作業
- 2 合を除き、簡易リフトの搬器に乗つてはならない。 前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場

が飛来することにより労働者に危険を生ずるおそれのある箇所 当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付具

(組立て等の作業)

第百九十一条 事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を 行なうときは、次の措置を講じなければならない。

を禁止し 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ること かつ その旨を見やすい箇所に表示すること。

2 (略)

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危

険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと

(とう乗の制限)

第二百七条 のない措置を講ずるときは、この限りでない。 場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれ ない。ただし、簡易リフトの修理、 事業者は、 簡易リフトの搬器に労働者を乗せてはなら 調整、点検等の作業を行なう

2 つてはならない。 労働者は、前項ただし書の場合を除き、簡易リフトの搬器に乗